

## 平成22年度 第1回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

日時 平成22年10月18日(月) 午後1時15分～3時5分

場所 市役所 南庁舎5階 51会議室

出席者 ・出席委員10名(全員出席)

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) 会長  
今井 康夫 (豊田商工会議所 副会頭) 副会長  
梅村 正吾 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)  
澤田恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)  
柴田 征充 (社団法人豊田青年会議所 理事長)  
田代 真光 (市民代表 公募委員)  
田中 裕子 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)  
中野真理子 (市民代表 公募委員)  
古川 利孝 (豊田市区長会 会長)  
渡邊 正美 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

・事務局

福嶋 兼光 (総務部長)  
須藤 寿也 (総務部総務担当専門監)  
杉山 基明 (議会事務局局長補佐)  
川北 尚志 (議会事務局係長)  
酒井 正樹 (人事課副主幹)  
大久保英幸 (人事課係長)

傍聴人 0人

### 【議事録】

委嘱状の交付

市長あいさつ

正副会長選出 - 委員の互選により、会長に今川晃氏、副会長に今井康夫氏を選出

会長あいさつ

市長より審議会会長へ諮問

市長挨拶

- ・2年に1回定例的に議員と市長・副市長等の報酬、給料を見直してもらっている。
- ・国家公務員に準じて、地方公務員の給料も決まるというシステムになっている。公務員は争議権がないため、人事院が民間の賃金水準などを勘案して、毎年政府に勧告している。
- ・今回も政府に対して勧告されているが、菅内閣は、公務員の人件費を減らすという方針を立てている。人件費を減らすということは給料を下げるか、人を減らすかになるが、まだ結論は出ていない様である。
- ・勧告を参考にご審議いただき、それに加え政府が新たな方向を出せば、決められた政府の方針に基づく議論も期間中にいただけると思う。

- ・議員報酬、政務調査費については、いろんな報道がされており、以前より市民の関心は高い気もしているが、議員の職務、政治活動の内容を把握した中で議論をいただければと思っている。
- ・今まで審議会の答申は尊重し、施策として議会に提案しているので、よろしく願いしたい。

## 議 事

### 1 会議の傍聴及び会議録の公開について

(会 長) 会議の傍聴及び会議録の公開について協議、決定をしたい。事務局より説明してもらいたい。

(事務局)

(説明要旨)

- ・市では、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を制定し、審議会等の会議及び会議録の公開をすることとしている。
- ・指針に基づき、「審議会等の公開に関する実施基準」、「豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会の傍聴及び会議録の公開に関する要綱」において具体的方法を規定している。
- ・公開の是非は、審議会で決定することになっており、また傍聴人の定数は会長決定である。
- ・会議録の公開は、豊田市情報公開条例に基づき公開したい。公開にあたっては、要約表記、議事進行上の発言は「会長」、「副会長」と表記し、発言者の氏名は単に「委員」と表示する。公開会議録は審議会で確認の上公開する。

(会 長) 事務局説明に関して、意見、質問があればお願いしたい。

(会 長) 意見、質問もないようなので、審議会の会議公開の是非について採決をする。

(会 長) 審議会の会議公開に関して承認の方は挙手をお願いしたい。

委員全員賛成の挙手

(会 長) 挙手全員で会議を公開していくことに決定する。  
なお、傍聴人による審議内容の外部公表に際しては、委員個人名を出すことを禁止したいがいかがか。

委員全員異議なし

(会 長) 全員異議なしのため、傍聴人に対して、その旨をお願いしていく。

(会 長) 傍聴人の人数は、会場の都合上10名としたいがいかがか。

委員全員異議なし

(会 長) 会議録の公開については、事務局説明のとおり、要約表記、発言者名は単に「委員」と表示し、公開会議録は審議会で確認のうえ公開することとしたいがいかがか。

委員全員異議なし

(会 長) 会議及び会議録の公開については以上のとおり決定し、傍聴希望者に入室してもらうこととする。

今回傍聴人なし

## 2 諮問の補足説明について

(会 長) 続いて、諮問に基づき、特別職の給料、市議会議員の議員報酬等の審議に移る。事務局から諮問の補足説明をお願いしたい。

(事務局)

(説明要旨)

- ・今回、当審議会に審議をお願いする事項は、「市議会議員の報酬額」「市長等特別職の給料額」「市議会の政務調査費の額」であり、その妥当性について議論いただくものである。
- ・これら3項目については、いずれも市の条例においてその額等を定めているので、額の改正を行う場合には、市長が条例案として議会に上程したものを、市民代表である議会が審議し、決定をするという手続きになっている。
- ・そこで、市長は条例案を議会に上程するにあたって、当審議会でも広く市民各層の代表の皆様方の意見をお聞きし、それを踏まえた上で最終的な条例案をまとめ、議会に上程することとなるので、是非忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・当審議会は、これまで2年に1回を基本として開催し、その間における「国家公務委員の給与に対する人事院勧告による改定率」を基本的なベースとし、さらには「社会経済情勢の変化」「特別職や議員の職務や職責の変化」「他の自治体の動向」などについても幅広く検証し、議論いただいている。
- ・人事院勧告の状況は、最近は、官民比較の結果として引下げ勧告が多く、今年度も引下げの勧告がされている。
- ・社会経済情勢の変化は、引き続き厳しい情勢にある。
- ・職務・職責の変化については、過去には中核市(平成10年度)移行の際に保健福祉、環境の分野を中心に、多くの事務が愛知県から権限

委譲された。市町村合併(平成17年度)という大きな変化があった。また、来春予定されている市議会議員選挙から合併後の特例選挙区の廃止、議員定数が47名から46名に1名減の決定がされている。

- ・他の自治体の動向については、中核市40市の状況や県内各市の状況を後で説明する。
- ・昨年度は本来審議会の開催年ではなかったが、1昨年秋以降の急激な経済情勢の悪化を受けて、毎年夏に出される人事院勧告が春にも臨時に出され、民間における急激な経済情勢の変化に臨機に対応する必要があると判断したため、特に昨年度の人事院勧告への対応を中心に議論いただくために当審議会を臨時に開催し、答申に添った議員報酬、特別職給料の引下げを行った。
- ・従って、今回の審議会においては、今年度の人事院勧告の内容をどのように反映させるかということの一つの基本的な視点とし、さらには先ほど申し上げた「社会経済の情勢」「職務や職責の状況」「他都市の動向」などを含めた幅広い視点からのご意見をいただきたいと考えている。
- ・なお、こうした関係の情報については、後ほど別添資料を用いて担当より説明させていただくので、分かりにくい点などについては遠慮なく確認や質問をいただきたい。
- ・社会経済情勢は引き続き厳しい状況にあり、本市の基礎的な歳入である市民税についても引き続き厳しい状況にあるのは事実である。しかし、そうした中であるために、市政におけるいわゆる二元代表制の職責を負う「市長等特別職」「市議会議員」の双方ともに、従来以上に大きな責任を負っているとも考えられる。
- ・いずれにしても、そうしたことを多角的に検討し、総合的な判断のもとに適切なる答申をいただくことをお願いしたい。
- ・最後になったが、大変お忙しい中、今回の審議会委員をお引き受けいただいたことに改めてお礼申し上げます。現在のところ、本日を含めて計6回の会議を予定しており、年明けの1月7日に答申の予定で進めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

### 3 資料の説明について

(会長) 引き続き、事務局から用意された資料の説明をしてほしい。

(事務局) 資料に基づき説明。

(説明要旨)

- ・1ページに諮問の内容と委員名簿が掲載してあるので、ご覧いただきたい。
- ・2ページの左上に本審議会に係る根拠となる「豊田市附属機関条例」にあるように、委員定数10人以内で、公共的団体等が推薦する者、学識経験者、市民代表(公募委員)で構成している。
- ・担任する事項として、諮問のとおり「市長等特別職の給料の額、議員

報酬の額、政務調査費の額に関する審議」になる。

- ・ 左下「豊田市附属機関規則」のとおり、皆様委員の任期は、諮問機関ということで、審議会が開催される期間となるのでよろしくお願いしたい。
- ・ 市長等特別職の給料は、豊田市特別職職員給与条例第2条で給料月額を定めている。
- ・ 議員については、豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条で報酬月額を定めている。
- ・ また、給料、報酬とは別に、期末手当を支給している。この期末手当の支給月数については、この審議会の諮問事項ではなく、一般職同様人事院勧告に準じて条例改正している。
- ・ 議員については、本会議・委員会等に出席した場合に通勤費として費用弁償を支給している。
- ・ 政務調査費は、豊田市議会政務調査費条例にあるように、第6条で規定しており、地方自治法改正で平成13年度から条例で規定している。
- ・ 議員の調査研究費の一部を補助することにより、政策形成能力の向上議会の審議機能の強化を図ることを目的としており、現行一人当たり年間38万円を会派又は議員に交付している。
- ・ 領収書を添付した報告を義務づけており、使途基準は、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報広聴費、会議費、事務費に限定している。
- ・ 続いて、資料の5ページが、豊田市特別職の給料・議員報酬・一般職のこれまでの給料改定状況について説明する。
- ・ 一番下が、一般職の給与の改定状況であるが、地方公務員の一般職の給与については、人事院勧告に準じ毎年見直しを行っている。反面、特別職の給料、議員の報酬については、2年に1回偶数年に審議いただき、翌年の4月から改定している。
- ・ 平成20年度に審議会を開催し、21年度は据置いたが、21年度は臨時に開催し、21年12月1日から改正している。
- ・ 特別職は、平成15年度からしばらく据え置きだったが、21年12月から一般職の人事院勧告に準じた引下げに伴い、同様に引下げた。
- ・ 議員報酬も同様に、21年12月から議長・副議長・議員ともに2千円引下げた。
- ・ 一般職については、民間準拠を基本とした人事院勧告に準じた改定を実施してきている。22年度の人事院勧告は、昨年度に引き続き引下げの勧告であった。
- ・ 内容としては、月例給は、民間を0.19%上回っているため、較差解消を行うもので、解消の方法として、中高年齢層（おおむね40歳以上）の給料表の引下げを行う。表の右下22年度の欄にありますように、豊田市の平均改定率は、マイナス0.08%になる見込みである。
- ・ さらに、55歳を超える職員については、給料及び管理職手当を一定率（マイナス1.5%）で減額を行う勧告されている。
- ・ また、人事院勧告では、事務次官等の指定職の給料は、0.2%の引下げが勧告されている。この引下げ率は、今までは、国会議員・内閣

総理大臣等に適用されている。

- ・ 6 ページが国の特別職報酬等の改定状況で、しばらく据え置だった国の特別職の報酬が、22年4月から約0.3%の引下げがなされている。
- ・ この引下げ率は、21年の人事院勧告の事務次官等の給料の引下げ率0.3%を適用したものある。
- ・ 22年の人事院勧告では、この事務次官等の指定職の給料は、0.2%の引下げが勧告されている。
- ・ 7 ページが、中核市の人口規模別の特別職の状況で、22年4月1日現在の状況である。
- ・ この表は、中核市を人口50万以上、40万以上、30万以上に区分したもので、平均金額を見ても、人口が多いほど給料額も多い傾向にある。
- ・ 市長は中核市の平均より約20,000円高く、副市長は約48,000円高く、教育長も平均より約13,000円高い水準にある。
- ・ 豊田市と人口が同等な40万から50万の中核市の平均を見ると、市長は約8,000円高く、副市長は約33,000円高く、教育長は約3,000円高い水準にある。
- ・ 8 ページが、中核市の人口規模別の議員報酬の状況で、特別職同様、人口規模に比例して報酬額も高くなっている。
- ・ 中核市の議員報酬の平均との比較では、豊田市は議長で約18,000円、副議長で約19,000円高く、議員は約1,000円低い水準である。
- ・ 人口が同等な中核市で見ると議長が約11,000円、副議長で約7,000円、議員で約22,000円といずれも低い水準である。
- ・ 9 ページが、報酬・給料の月額順位で、これまで説明してきた中核市40市の特別職給料、議員報酬の順位を表したものである。議員はやや下位であるが、その他は平均の上位にあることが分かる。
- ・ 10 ページが、期末手当も含んだ年収ベースの金額の表で、特別職については、年収ベースでは中核市でも上位となっている。これは、期末手当の加算率のためある。
- ・ 議員についても、年収ベースだと順位は平均になっている。
- ・ 11 ページが、中核市の特別職給料改定状況で、中核市で平成20年4月から22年4月の間で、特別職の給与改定を行った市は豊田市を含め9市あり、いずれも引下げをしているが、ほとんどの市が据え置いている。
- ・ 12 ページが、中核市の議員報酬改定状況で、議員では、改定を行った市は豊田市を含め8市あり、いずれも引下げをしているが、ほとんどの市が据え置いている。
- ・ 13 ページが、県内各市の特別職給料の状況で、愛知県内では、市長始めすべての職で上位にある。
- ・ 市の規模、中核市か否かで行政課題の違いがあり、職務・職責も違いがあるため単純な比較は難しいところがある。

- ・ 14 ページが、県内各市の議員報酬の状況で、県内では、最高水準にある。
- ・ 人口が 30 万人を越える豊田、豊橋、岡崎、春日井、一宮の水準が高い。
- ・ 15 ページから 16 ページが、県内各市報酬・給与等の月額、年収による順位になる。
- ・ 17 ページが、県内各市の特別職の給料改定状況で、平成 20 年 4 月から 22 年 4 月の間で、特別職の給与改定を行った県内の市は 12 市あり、すべて引下げを行っている。
- ・ 18 ページが、県内各市の議員報酬改定状況で、平成 20 年 4 月から 22 年 4 月の間で、議員報酬の改定を行った県内の市は 12 市あり、いずれも引下げを行っている。
- ・ 19 ページが、豊田市の特別職等給料・報酬支給比率で、市長を 100 とした場合の各職の支給比率を年度ごとの表である。
- ・ 市長等特別職については、これまで同率の改定を行ってきたため支給率に大きな変動はない。
- ・ 議員については、県内各市の状況や、中核市になってからは、中核市の状況も参考にしながら改定を行ってきており、特別職よりも引上げ率が高かったため、支給比率が上昇してきている。
- ・ 20 ページからは、政務調査費についての説明で、平成 13 年から市議会各会派に対する調査研究費補助金 27 万円と一般行政視察旅費 11 万円を合わせた額 38 万円を一人当たりの政務調査費としている。
- ・ 執行状況についても議会事務局で確認を行っている。
- ・ 平成 20 年度に議会運営委員会で検討し、使途基準として、広報広聴費を追加した。
- ・ 20 年度の審議会で、政務調査費の引上げは、使途基準に加えた広報広聴費の効果を検証した上で検討することとした。
- ・ 21 ページが、中核市における政務調査費の額と支出できる対象経費の比較表で、使途基準が市によってかなり違っており、豊田市は年間一人当たり 38 万円で中核市の中では最低の金額となっている。
- ・ 中核市平均が 126 万円となっていることから非常に低い額となっている。
- ・ 豊田市では調査旅費と、ここでは表示してないが、P4 の政務調査費条例の使途基準にあるように、資料購入費などの消耗品的なものに限定していることが低い要因となっている。
- ・ 他の市では、多額な経費が必要となる人件費、広報費、備品購入費、事務所開設費などを対象経費として認めているため政務調査費の額も大きくなっている。
- ・ 22 ページは、県内の主な市と近隣市の状況で、豊橋市が 108 万円、岡崎市が 60 万円となっており、この 2 市が多くなっている。
- ・ 県内各市では、調査旅費と広報費に限定しているところが多いようである。
- ・ 23 ページが、豊田市における政務調査費の支出状況を会派別にまと

めたもので、平成21年度の状況である。

- ・各会派とも支出の割合が高いのは調査旅費であり、全体で約59%となっている。政策形成能力の向上のための情報収集、研究を目的に先進都市への視察等に要する経費である。
- ・24ページが、豊田市税の推移13年度からの市税の状況で、20年度から前年度を毎年下回り、21年度は13年度から最低の水準になった。
- ・25ページが、中核市の21年度決算状況で、普通会計としているが、他市と比較する場合、会計の規模が市によって異なるために、財政比較をする時には一般会計ではなく、一般会計に一部の特別会計を合算した普通会計で比較することが一般的になっている。
- ・この普通会計の豊田市の21年度決算は表のとおりで、財政調整基金の取崩しが多かったため、実質単年度収支がマイナス148億円となっている。
- ・しかし、歳出に占める人件費の比率は、15.59%と比較的低く、反面、社会資本整備などに充てる投資的経費の比率がまだ高くなっている。
- ・26ページが県内各市の決算の状況で、27ページ・28ページが中核市・県内の21年度財政状況である。
- ・29ページは、豊田市の目的別投資的経費の推移、30ページが、中核市・県内の議員定数状況で、法律に定められている定数と条例で定められている定数をまとめたもので、豊田市については法定数46に対して合併特例で47の議席数になっていたが、現在は条例定数も46になっている。
- ・最後31ページが、細かい財政用語を載せてある。

(会 長) ここまでの補足説明と資料説明について、質問等があればお願いしたい。

(委 員) 決算状況の中の投資的経費は、道路や施設の経費と認識すれば良いか。

(事務局) 主に道路や学校などの施設整備の経費になる。

(委 員) 給料等の状況で、古い適用年月日があるが、審議会は法律的には開催しなくても良いのか。これは、改正してないのか、開催してないのか。

(事務局) 市によっては、毎年報酬審議会を開催している所もあれば、必要に応じて開催している所もある。開催するかしないかは、その市の判断になる。

(委 員) 人事院勧告があってもそのままにしているということなのか。

(事務局) 現在の額が、適用された日付が記載してあるので、開催しても据え置きということもある。

(委 員) 通常開催すれば、据え置きはあまりあり得ないと思う。



(事務局) 5ページの表を見ていただくと、審議会は2年に1回開催しているが、結果据え置きということはある。

(委員) 人事院勧告の内容を、もう一度説明をお願いしたい。

(事務局) 民間と比較した場合に、給料が0.19%上回っているので、おおむね40歳以上の給料表を0.1%引下げる。

さらに、55歳を超える職員は、給料と管理職手当を一定率1.5%引下げて、全体でトータルして0.19%引下げするという勧告になっている。

(委員) 特別職の給料の状況で、事業管理者や常勤監査委員で傍線が引いてある市は、そういう役職がないのか。

(事務局) 記載の事業管理者は、水道事業管理者のことを示しており、企業会計の水道事業管理者がない所は、傍線が引いてある。

姫路市の常勤の監査委員については、確認させてもらう。

(委員) 民間の水準に対して、高い低いで公務員の給料が是正されるということだが、民間の企業の対象となっている所は、どんな企業なのか。

(事務局) 従業員の規模が、50人以上の事業所である。

(委員) 50人以上で上限はいくつまでか。

(事務局) 上限はない。

(委員) 日本に登録されている50人以上のすべての民間企業の水準を見るのか。

(事務局) 約11,100の民間事業所の約45万人の個人別給与を調査したものと認識している。

(委員) その信頼性は、どのように検証されているのか。

(事務局) 調査の完了率が約90%なので、適正な水準と人事院は判断している。

(委員) 過去からの経緯で、給料がそのように決まってきたのは分かるが、本当それで良いのかという気がする。ここで議論する話ではないが、誰も疑問に思わないのか。

差し支えなければ、人事院勧告の内容を書面でいただきたい。

(事務局) 平成18年から調査対象を100人以上の事業所から50人以上の事業所に変更している。

- (事務局) 県や政令市は、独自に人事委員会を持っており、地域の民間企業の調査をしているが、本市には人事委員会がないため、国の人事院勧告を準拠せざるを得ないのが実態である。
- (委員) 議会側から政務調査費の額が少ないので、上げてほしいという話はあるのか。
- (事務局) 議員個々の話の中では、上げてほしいという声はある。しかし、限定している今の用途の中で上げてほしいと言っても、訴える力はないというのが議員の認識だと理解している。
- (委員) 増やしてほしいという要望がなければ議論も必要ないのではないか。
- (事務局) 具体的にどこを増やしてほしいという要望はない。  
透明性の確保ということで、用途を制限している。現状の用途の中で足りないかと言ったら足りなくはないと思う。
- (事務局) 前回の審議会で、38万円の政務調査費を据え置くという答申の中で、新たに広報広聴費を加えた。その後2年間で、広報広聴費がどんな形で使われたのかが論点になる。  
広がった用途の部分を使うのであれば、トータルとして足りないということになるが、結果としてその部分はあまり使われていない。
- (委員) 前回から試行して、見直しの時期に来ているということか。
- (事務局) 政務調査費の会派別の支出状況で広報広聴費を見ると「諸派3」は、38万のうち14万を使ったという実態はある。  
当初はもう少し使い勝手を良くして、市民にピーアールするという思いがあったが、21年度の現状はこんな金額に収まっている。
- (委員) 個人には認めてないのか。
- (事務局) 諸派というのは、会派に属さない個人になる。
- (委員) 自民クラブの28万2千円は、全体なのか。
- (事務局) 全体で使われたのが、28万2千円である。
- (委員) 個人で使うか、会派で使うかは、会派で決めるのか。
- (事務局) 会派に渡すお金を個人で自由に使えるものではない。会派の中で事業計画を決めて使うことになっている。
- (委員) 他市では、事務所開設費を使っているが、会派として使っているのか。

- (事務局) よその市になると考え方が様々で、元々事務所費を設定してあるのは、政務調査費という性格よりも、議員活動費という性格のものだと言える。そういう費用も政務調査費に入れている議会もある。
- (委員) 5ページの一般職の給与改定状況の22年度のマイナス0.08%は既に実行したのか。  
国が1.5%下げる法案を準備しているが、地方公務員は今後どうするのか。
- (事務局) 地方公務員も国に準じ11月中に条例改正して、12月から改正する予定をしている。
- (委員) 従来から人事院勧告を尊重して適用しているのか。
- (事務局) 過去の右肩上がりで、差額を支給する時は、12月議会で改正すれば良かったが、下げる時には12月に支給する期末勤勉手当で実質遡及分を調整する。  
従って、12月1日が期末勤勉手当の支給基準日のため、1月中に議決する必要がある。国はまだ、人事院勧告に対する閣議決定はされてないが、11月に臨時市議会を開催し、支給基準日の12月1日に新しい条例を適用する予定で進めている。
- (事務局) 先ほどの11ページの中核市の改定状況の説明で、改定した市が9市あると説明したが、それとは別に財政状況等を考慮して、報酬審議会の答申によらず、市長等特別職が自ら下げる条例を提出して引下げを行っている市が、40市のうち24市ある。  
したがって、資料では据え置きになっている市も、特例によって下げている市がある。
- (委員) 名古屋市のやり取りの中に、審議会の話は出てこないが、市長・議会が自ら行っているのか。
- (事務局) 市長も議会も自ら行っている。
- (委員) そういう場合、審議会は黙っているのか。
- (事務局) 市長が審議会に諮問しなければ、基本的には開催しない。
- (事務局) 市長の給料、議員の報酬を改正する時に、法律上審議会を開催しなければいけないという縛りはない。  
形式上は、提案権者は市長で議決は議会なので、答申とは違ったプラスアルファの金額にしたり、答申はあっても行わないということはある。
- (委員) 先ほど市長等が自ら下げている市が24市あると説明があったが、その

場合でも条例を市長から提案するのか。

(事務局) 市長から下げる条例を提案している。

(事務局) 特に市長の場合は、公職選挙法の関係で寄付行為に当たるため、必ず条例で行っている。

経済情勢を含めて、自分の任期中やこの1年に限るなど期間を限定して行っている所は結構たくさんある。

(委員) 通常の条例で9市、自らが下げている市が24市あるので、全部で33の中核市が下げていることになるのか。

(事務局) そういうことになる。

(委員) 資料が示されて、金額が高いか安いというある程度の目安になるが、一体豊田市の議員が、市民のためにどれ位の仕事を行っているか見えない。時々、市議だよりやホームページである程度見えてくるが、高い安いというよりもその仕事にあった報酬額が妥当だと思う。

市民に見えてくるのは、60日間の市議会の様子で、中には一度も質問をしない議員もいると聞くが、どれ位の仕事をしているかが一番の疑問になってくる。

(事務局) 365日の中で、どれだけ一人の議員が活動しているのか、把握しているかということ、正副議長以外は把握していない。

いかに活動しているか市民に伝える手段を、事務局も検討しているが、年4回出している議会だよりで、定例会でどんな意見を出したとか、どんな質問がしたか知ることはできる。

後は、議会のホームページを見てもらうことや、ひまわりネットワークで議会中継をしているので見てもらうことはできる。

常設しているのは、ここの一階にある議会コーナーで、年間の活動報告やこれからの行事の紹介をしている。

(委員) 先ほど市長が言われたように金額ではなく、議員が豊田市のためにどれだけ仕事をしているかが一番目安になる。

(事務局) ただ、市長等は執行権といって、実際事業を進めて行く権利を持っているが、議員にはそんな権利はなく、議決権しかない。市がどんな事業を進めたいのか、年4回ある議会の時に良い悪いの議決する権利はあるが、一つ一つの事業に対して意見をすることはない。

本来なら、定例会以外の時はそれぞれの議員が、地域を回って報告を丹念に行うことが一番だと思う。

事務局で、正副議長の行動は日程管理できている。あとの議員は、個々の責任で動いている。

(委員) 自治区の仕事は、区長がほとんど行っているし、市役所への申請も行っている。

以前と比べると、議員が絡むことが少なくなった。46名の議員の数が良いのかどうか、議員の報酬よりも先に46名の数が、適当かどうかも一度審議してから報酬を決めたほうが良いのではないか。

議員の役割をもう少し明確にして行かないと、議長副議長以外の議員がどういう状態で動いているのか分からない。

区長と議員の連携の取れている地区もあるが、区長が単独で動いている地区もある。

(事務局) 誤解があってはいいないが、正副議長の365日すべてを管理している訳ではない。

あとの議員は、4回の定例会の80日程度は拘束される。あとの日は、そのための準備は当然のこと、会派の中の調査研究も行っている。

一定の拘束をそれぞれの中で持たれて行っていると思う。ただ、閉会中なので、それを議会として広報しているかということ難しい。

地域の自治区との関係も、自治区から推薦を受けている議員は溶け込みやすいが、そうでない立場の議員は、なかなか難しいところがある。

(委員) 豊田市の年収は今厳しいが、今後どうなるのか。

(事務局) 来年度の予算編成は、これからなので明確には言えないが、経済情勢は為替を含めて厳しい状況にあるので、来年度、急激に年収が回復する見込みは厳しいと思っている。

平成19年度までは比較的好調であったが、昨年と今年は、法人市民税が激減をしている。個人市民税も収入が減っているので、数年前と比べると数百億単位で落ち込んでいる。

来年度以降どうかということ、現段階では非常に明るい兆しが見えるという状況ではないと思っている。

それに対して、一定規模の予算は確保する必要があるので、昨年今年については、積み立てておいた基金の有効活用や、起債を発行して行っている。限りのあることなので、厳しい中で人件費をどう考えるかは、大きな問題だと思っている。

(事務局) 資料の21・22ページは、平成20年4月1日現在の情報になっているため、豊田市の「広報費・広報紙の発行」欄に丸の記載がないが、現在は支出項目なので、大きく変更ないと思うが、再度調査して最新の情報を提供させていただく。

(会長) 他にこんな資料があれば、もっと慎重な審議ができるという要望があれば言ってほしい。先ほど、議会活動としての議員の活動がどうなのかという資料の話がありましたが、資料として作成しづらいと思う。

確かに、自治体によっては、議員の議会活動の評価をして、議員の報酬に差をつける試みをしている所もあると思うが、なかなか評価基準が難し

い。しかも、議会自ら行わないとできないと思う。  
少しでも、豊田市議会の議員が議会活動として、こんな活動をしているという目安になるような資料があれば、検討していただきたい。

(事務局) 広報広聴費で作った広報誌は提供できる。  
豊田市の場合に限っては、正副議長は質問しないが、一回も質問しないという議員はいないので、状況の分かる資料を示すことはできる。  
その他にこんな資料が要ると言われれば、検討させていただく。

(委員) 議員の公務での活動費は、38万円の政務調査費以外に何かあるのか。

(事務局) 他にはない。

(委員) そうすると、報酬の中で活動することになるのか。

(事務局) 報酬と政務調査費で活動している。議員の他に何かやっていれば、その費用も使っていると思う。

(委員) 他に何もやってない議員は、生活費を賄ってやっているのか。

(事務局) そういうことになる。

(委員) 議員の他に、まったく何もやっていない議員は何人いるのか。

(事務局) 当選した後議員台帳を作るが、その中で、会社役員・会社員と書かれている議員が15から20人ぐらいで、その他農業と書かれる議員もいるので、まったく何もやってなく、議員一本という議員は、10人いないと思う。  
また、それも分かる範囲で示させてもらう。

(委員) 新聞に議員の後継者問題の話が載っていたが、魅力がだんだん薄れてきているとか、それだけでは生活できないというもので、今後、後継者が出て来るのか疑問を持った。議員だけでは生活できないことが、その一つの大きな要因だと思う。

もし公開ができるなら、活動費が、報酬とは別にどれくらいあるのか、活動費を除いた中で、どのくらい生活費を賄っているのか教えていただきたい。

(事務局) モデル的な例なら先回か、先々回に一度示したことがある。  
家族構成とか、いろんなケースがあるので、どんなモデルを用意するか相談させてもらう。

(委員) 政務調査費は、いろんな問題があるとは思いますが、どうして市によってこれほどの差がついているのか。

- (事務局) 一つには、政務調査費条例が、法に基づいてできるようになった平成13年の時に、金額を上げた市はある。  
岡崎市、豊橋市もその時に少し上げている。古くから市制を引いている所は、議員活動という視点をかなり入れて、潤沢な予算を取っているようである。
- (事務局) 市民派の議員は、地域の推薦ではなく、この人を議員にしたいという仲間が集まって出てくるケースもある。  
後継者問題の中で、確かに、具体的に歳費をどう使うか聞かれて、割に合わないから辞退する人が多く、後継者が決まらないということを知ることにはある。  
ボランティアと言いながら、実際ボランティアではやりきれない職業だと思っている。
- (会長) 質問も出つくしたようなので、本日はこれで終了させていただく。  
それでは、今後の会議の進め方、日程等についてお諮りをいたしたい。  
参考に、事務局の案があったら説明をお願いしたい。
- (事務局) 今後の審議会の進め方及び日程についてご説明する。  
第2回目を11月4日木曜日午後1時30分から、内容は市長等給料、議員報酬、政務調査費について改定の是非についての審議。  
第3回目を11月22日月曜日午後1時30分から、改定すべきとなった場合は、改定額の審議。  
第4回目を12月10日金曜日午後1時30分から、改定すべきとなった場合は、改定額と改定時期の審議。  
第5回目を12月17日金曜日午後1時30分から、最終決定、答申書の内容審議。  
第6回目を1月7日金曜日午後1時30分から、答申書の最終確認と答申。  
なお、会議の進行状況により、審議内容は変わる可能性がある。
- (会長) ただいまの事務局案について、意見等があったらお願いしたい。
- (委員) 先般送られてきた資料の中で、第5回目が12月17日で、会場が74委員会室、カッコ51会議室とあったが、まだ決まらないのか。
- (事務局) 議会の日程で調整中だったが、51会議室この場所をお願いしたい。
- (会長) それでは、事務局案に準じて、今後の審議会を進めたいので承認いただきたい。
- (会長) それでは、2回目の審議会を11月4日木曜日の午後1時30分より、場所はここの7階の74委員会室で開催をする。議題は、各事項について

の改定の是非についての協議とする。

それでは、これをもって本日の審議を終了させていただく。

審議会終了時間 午後3時5分

以上